

ベトナム人技能実習生ホットライン開催報告

2021 年 7 月 3 日

外国人技能実習生権利ネットワーク（実習生ネット）
日本カトリック難民移住移動者委員会（JCaRM）
移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）
イエズス会社会司牧センター

1. ホットラインの主旨

新型コロナウイルスの影響を受ける在日ベトナム人からの相談が、カトリックの司祭や修道者に多く寄せられ、生活困窮の訴えに対する食糧支援活動が 2020 年 4 月より開始された。生活困窮を訴えるベトナム人のおよそ半数が技能実習生であり（次に留学生、非正規滞在、技術・人文知識・国際業務と続く）、この先、実習先企業などの業績悪化や倒産などによる賃金不払いや解雇、寮を追い出されるなど、労働問題や住まいの問題に直面することも予測された。

そのため同年 6 月から、とくに技能実習生の労働問題への対応、また今後の相談連携のため、外国人技能実習生権利ネットワークと日本カトリック難民移住移動者委員会（J-CaRM）が共同して緊急ホットラインを実施し始めた（その後、移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）とイエズス会社会司牧センターも協力関係から主催に加わった）。

緊急ホットラインを開催するにあたって、技能実習生の過半数（2020 年末：55.2%）を占めるベトナム人を対象に呼びかけることとした。また、呼びかけは技能実習生に対してであるが、留学生や技術・人文知識・国際業務など就労資格者からの相談にも対応することとした。

相談は、当日ばかりでなく 1 週間～10 日前から SNS（FB）を活用して受け付け、当日は労働問題に詳しい専門家や弁護士等によるヒヤリング（通訳は、主に J-CaRM 関連の神父及びシスターたちが担当）を踏まえて回答することとした。また、相談日以降も必要に応じて、実習生ネットに参加している労働組合や NGO などがフォローしている。

このほか、支援者や通訳者などの養成を目的とした研修会や、困難な相談に対応するための事例検討会なども行ってきた。

- 開催日：2020 年・5 回（6/9,7/4,8/20,10/20,11/21）
2021 年・4 回（1/16,2/27,4/20,5/22） 計 9 回
- 相談会場：岐部ホール会議室（聖イグナチオ教会敷地内）
及び、札幌、岐阜、大阪、福山、北九州の 5 拠点
- 主催：外国人技能実習生権利ネットワーク、日本カトリック難民移住移動者委員会（J-CaRM）、移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）、イエズス会社会司牧センター

2. コロナ禍における政府の技能実習生等向け政策

<2020 年>

- 2/14 雇用調整助成金の特例措置スタート（その後、拡大措置を繰り返し、大企業も100%保障可能に）
- 3/19 帰国困難実習生に在留資格付与「特定活動（3ヶ月・就労可）」
or「短期滞在（90日・就労不可）」
- 4/17 技能実習生によるマスク等の製造可能に
- 4/17 実習・就労継続が困難となった実習生等への雇用維持支援策
「特定活動（最大1年・就労可）」
- 5/14 技能実習機構「技能実習生の特別定額給付金の確実な受給」について通知
- 5/21 帰国困難な技能実習生に在留資格「特定活動（就労可 or 不可・6ヶ月）」
- 9/07 雇用維持支援策の拡大（技能実習修了後・帰国困難な技能実習生も対象に）
- 12/01 短期滞在者・技能実習生など帰国困難者にアルバイトを許可（一時的措置）
- 12/07 コロナの影響で送還等困難な非正規滞在者に関する通達
（短期滞在90日・アルバイト可）

<2021 年>

- 1/21 国際的な往来再開：1/21 までに技能実習生入国者数 63,484 人
（その後、一時停止が継続中）
- 2/15 厚生労働省労働基準局長通達：技能実習生に対する人身取引が疑われる事案
への対応について
- 3/26 雇用維持支援策の拡大（帰国困難であれば、「特定活動（就労可・最大1年
+6ヶ月）」に）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の 在留諸申請の取扱いについて



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

①本国への帰国が困難な方

- ⇒ 「特定活動（6か月・就労可）」又は「特定活動（6か月・就労不可）」への在留資格変更が可能です
- ※ 「特定活動（6か月・就労可）」は、従前と同一の業務（注）で就労を希望する方に限ります
- （注）従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に係る業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。）」で就労することも可能です（8月12日追加）
- ※ 「特定活動（6か月・就労不可）」又は「短期滞在」等就労が認められない在留資格で在留している方であって、本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動許可（週28時間以内）を受けて就労することが可能です（12月1日追加）
- ※ 帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です

②技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

- ⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です
- ※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

③実習先の経営悪化等により技能実習の継続（注）が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

- ⇒ 特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められる「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です（注）予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります（9月7日追加）
- ※ 帰国が困難な場合には、6月の範囲で更新を受けることが可能です

3. 相談の概況

相談は、毎回 20 件～50 件ほど寄せられ、2020 年 6 月から 2021 年 5 月までの 9 回で計 314 件にのぼっている。相談者の在留資格をみると、技能実習生がもっとも多いが、留学生や技術・人文知識・国際業務、また元技能実習生の非正規滞在者などもいた。

相談内容は、新型コロナウイルスの影響による帰国困難・帰国費用、在留資格の変更、休業手当、特別定額給付金などがあり、他方、技能実習制度が従来から抱える問題がより深刻な形で現れたものとして解雇、暴言・暴力、妊娠・出産、転職希望など関する相談も多かった。

相談は全国から寄せられ、北は北海道から南は沖縄まで、また帰国後にベトナムからという相談もあった。男女別では、女性の方が多い回が 2 回あったが、全体的に男性の方が多く、特に最近では男性の比率が高くなる傾向にある。

4. 主な相談事例

<帰国困難>

- ・間もなく技能実習 3 年間の修了する。帰国できない技能実習生は 6 ヶ月延長できると聞いたが、会社は対応してくれない。帰国するまでの間、失業手当や会社の支援を受けられるか。
- ・技能実習 3 年が修了し会社の寮にいるが、新型コロナウイルスの影響で帰国できない。監理団体がビザなどの手続きをしているが、まだ航空券はなく在留カードもない。特別定額給付金 10 万円はもらったが、水光熱費などは自己負担のため 2～3 万円しか残っていない。
- ・技能実習 3 年が修了し、特定活動で働いていたが、精神的な暴力を受けたこと、賃金が日本人より低いことなどから退職した。帰国の航空券代について、監理団体は 5 万円しか負担しないと言っているが、仕方ないのか。

<休業手当>

- ・技能実習生であるが、会社が新型コロナウイルスの影響を受け、5 月は 1 か月間仕事が休みで、賃金の 6 割の休業手当が支払われた。6 月も仕事が少なく週 3 日勤務の状態だが、手取りが少なく生活に困っている。来日前に 2 億ドン（92 万円）を高金利で借金しており、返済もままならない。
- ・機械・金属関係で実習してきたが、最近は仕事がない状態が続いている。賃金の 80% の休業手当は出ているが、収入は減っており、会社を代わりたい。監理団体が会社を探しているかどうか分らず困っている。
- ・技術・人文知識・国際業務で来日し、派遣会社に雇用されホテルの事務職に就く予定だった。しかし、全く仕事がない上、会社に資金がないとして休業手当も払ってもらえない。派遣会社は別のホテルを探すと言っているが、未だ紹介されない。

<暴力>

- ・技能実習で来日し、4 月から就労を開始したが、新型コロナウイルスの影響で、会社は仕事が少ない。日本人マネージャーは、私たちがミスをする蹴ったり、首や頭をつかんだり、

平手打ちをするなど暴力をふるう。

- ・建設業で技能実習をしていたが、社長から棒で目を突かれた。監理団体からは、「訴えなければ新たな仕事を見つける」と言われ、また退職届を書かされた。監理団体の寮に移り、寮費は無料だが食費の工面も難しい状況だ。2ヶ月経っても仕事を紹介してもらえない。

- ・石張り作業の仕事で技能実習3年目、もう直ぐ修了となるが、3号へ移行するための試験は合格している。言葉の暴力は日常的で、2週間前には身体への暴力を受け、ヘルメットが壊れた。一応、病院には連れて行ってもらい、検査や治療の費用は会社が支払った。しかし、とても怖いので、別の職場に移るため、特定技能に移行したい。

- ・型枠の技能実習をしていたが、来日2ヶ月で日本人の同僚に胸ぐらをつかまれコンクリートの壁にたたきつけられた。頭頂部から血が出たが、会社は対応してくれなかったので、自分で病院へ行き診断書をもらった。実習先を変更してほしいと監理団体に頼んだが、動いてくれない。

<解雇>

- ・建設会社で働いていたが、社長の息子に何度も何度も殴られ、ひどい暴力を受けた。1年半ほど働いたところで、「お前はもう要らない。ベトナムへ帰れ」と辞めさせられ、監理団体に預けられた。辞めさせられたのだが、自分で辞めた旨の書類にサインさせられた。別の実習先を探してくれるよう監理団体や技能実習機構に頼んでいるが、何もしてくれない。

- ・2017年12月に来日し農業実習をしていたが、今年5月に辞めさせられた。理由も言われず、書面も出されていない。監理団体に戻されたが、友人の家に身を寄せている。新たな実習先も見つかったが、退職証明書がないと雇えないとのこと。

- ・建設業で技能実習生として1年ほど働いたところで、辞めさせられた。その数ヶ月前から日本人の同僚に複数回暴力を振われていた。会社からは、「家族の都合で帰国します」という内容の文書にサインするよう言われた。他の技能実習生3人も同様の状況にある。2号試験については、何も知らされていない。

- ・技能実習1年目だが、会社から精神的・身体的な暴力を受けていた。また、外出制限もあり、携帯電話も取り上げられた。コロナで仕事が減ったため、帰国同意書へのサインを強制された。現在、帰国準備とされ、寮とは別の場所に住まわせられている。

<転職希望>

- ・技能実習生だが、月収は一番高い月が手取り8万円で、先月は7万円だった。控除が5万円ぐらいあるが、そもそも給料がベトナムでもらった契約書と違っている。ほかの会社に移りたい。

- ・2018年11月に技能実習生として来日した。職種は塗装のはずだが、山中の電柱の上での仕事だった。6月に入り「危険なのでこの仕事はやめたい」と社長に言った。違う仕事をしたい。

- ・技能実習生として来日し1年。会社で仕事がなく、5月下旬から休業状態だが、賃金は100%出すとのこと。しかし、会社は監理団体にもう雇用しないと通知した。監理団体は私

に別の会社に転籍することになったというが、実際に転籍できるかどうかかわからず心配している。

<妊娠・出産>

・技能実習2年目だが、妊娠したことを会社に伝えたところ、解雇された。アパートも追い出され、保険証もハサミで切られた。元の会社に戻って働きたいが、出産に伴う費用を払うお金もなく不安だ。

・2年ほど前に来日して、技能実習を頑張ってきたが、妊娠した。いま妊娠2ヶ月だが、会社にそのことは言わずに仕事を続けている。会社が妊娠のことを知ったらと思うととても怖い。もし帰国できない場合、日本で産めるかどうか分らず心配だ。

・技能実習2号への試験には合格したが、妊娠5ヶ月であることがわかった。ベトナムに戻って産んでから、再来日したい。飛行機に乗れないかも知れないし、会社に妊娠を伝えたら解雇されるかも知れない。

・技能実習を修了して特定活動になっているが、仕事がなくなり健康保険にも入っていない。母子手帳も持っていない。大使館にメールして帰国を申し出たが、返事がない。

・留学生として日本語学校で学びながら、アルバイトをして生活している。妊娠していることがわかり、退学となった。この学校では入学する際、女性全員を対象に「妊娠したら退学となる」旨の誓約書にサインさせている。

<失踪>

・茨城県の縫製会社で働いていたが、8人のグループの誰かがミスをする、翌朝3時まで働かされることもよくあった。土日は無償で農業をさせられた。このため栃木県の方に逃げ、ビザが切れる前に入管局に行き、今は短期滞在90日（週28Hのアルバイト可）を許可されている。

・岐阜の建設会社で5ヶ月働いたが、会社の扱いがひどく、また賃金不払いもあったので失踪した。長野で農業の仕事をしていたが、今は短期滞在を得て親戚の家にいる。

5. 明らかになってきた課題

最後に、今回のホットラインからみてきた課題についていくつか指摘しておきたい。

(1) 帰国困難者へのサポート

技能実習生が実習の中止や帰国困難で就労先が見つからない場合、一時的には失業手当の受給でしのげるとはいえ、新たな実習先や就労先が見つからないと、たちまち生活が行き詰まってしまう。他方、その間、監理団体の施設で過ごすことが多いが、寮費は無料にしている、水光熱費、食費などの生活費は技能実習生が負担することが多く、技能実習生が支払えない状況に追い込まれるケースも珍しくない。

この点に関して、技能実習法施行規則第12条において「技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずること」とされ、技能実習制度運用要領においても「必要な措置として、技能実習生が帰国するまでの間、生活面等で困ることがないように、技能実習

生が置かれた状況に応じて、その支援を行うこと」とされている。

しかし、「必要な措置」の範囲は曖昧であり、現実には技能実習生を生活困窮に陥れることにもつながっている。その結果、失踪に追い込まれる技能実習生もいる。パンデミックのような緊急時に備えた制度的なサポート体制を整備すべきである。

（２）帰国旅費の高騰

技能実習法施行規則第 12 条において「監理団体が …… 技能実習の終了後の帰国に要する旅費を負担する」とされているが、新型コロナウイルスの影響で航空料金が高騰しており、帰国旅費について技能実習生に一部負担を求めるケースも出ている。

この点、政府は「いかなる理由でも、技能実習生に帰国費用の一部を負担させることは認められ」ないとしているが、実際に、旅券代が通常よりかなり高騰していることもあり、監理団体にとってかなり負担となっているようだ。政府による融資や、緊急時に備えた監理団体の拠出による基金の創設など、制度的対応も検討すべきである。

（３）暴力ケースの頻発

新型コロナウイルスの影響で受入れ企業に余裕がなくなっていることもあり、従来から暴力が見られた建設業を中心に頻発しやすい状況が生まれていると思われる。ただでさえ脆弱な立場におかれている技能実習生が、コロナによるストレスの発散対象となっていることも想像される。中には、監理団体が隠蔽をするケースもあり、技能実習生が訴えやすい環境の整備と、受入れ企業や監理団体への徹底した指導が望まれる。

（４）妊娠・出産のリスク

いまだに妊娠したら会社を辞めさせられと恐れている技能実習生が多い。政府も 2019 年と 2021 年に注意喚起文書を出して法違反をしないよう促しているが、徹底されていない。単に労働力がきているのではなく、ヒトがきているのであり、妊娠・出産は当然想定されるべきことである。労働法ばかりではなく、健康保険や自治体による支援制度を含む妊娠・出産へのさまざまな支援策について技能実習生が容易に情報を得られるようにして、安心して妊娠・出産できる環境を整備することは、喫緊の課題である。